

## ■特定教育・保育施設の利用定員の設定について

### 1. 概要

#### (1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可等を受けている施設・事業者からの申請に基づき、市町村が給付の対象として当該施設・事業を確認し、財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業の設置者・事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになる。

※1 教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

※2 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

#### (2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関する意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第2項）では、新たに市町村が給付の対象として施設・事業を確認する際に、子ども・子育て会議において、教育・保育施設及び地域型保育事業の「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。



## 2. 利用定員の設定方法

### (1) 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年旭市条例第26号）に基づく利用定員の設定

- 本市において、教育・保育施設及び地域型保育事業を給付の対象として「確認」するための 基準案（以下「運営基準案」という。）については、旭市子ども・子育て会議で審議 ※1 を行ったところである。
- 子ども・子育て会議で審議が行われた運営基準案については、平成26年第3回旭市議会定例会において可決され、「旭市特定教育・保育施設 ※2 及び 特定地域型保育事業 ※3 の運営に関する基準を定める条例（以下「運営基準条例」という。）」が制定された。
- 運営基準条例では、「旭市特定教育・保育施設 ※2 及び 特定地域型保育事業 ※3（以下「特定教育・保育施設等」という。）の「利用定員に関する基準」の規定が設けられており、この規定に基づき、施設・事業ごとに利用定員を設定する必要がある。

※1 審議時期： 平成 26 年度第 2 回会議 (H 26 . 7 . 30)

※2 特定教育・保育施設： 施設型給付費の対象として市町村の確認を受ける教育・保育施設

※3 特定地域型保育事業： 地域型保育給付費の対象として市町村の確認を受ける地域型保育事業

### (2) 特定教育・保育施設等の利用定員に関する基準（運営基準条例第4条、第37条）

- 特定教育・保育施設等は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する必要がある。

施設・事業所	利用定員の設定		
	定員数	区分（1号 2号 3号）	
認定こども園	20人以上	1号 / 2号 / 3号	※1
幼稚園	特に定めなし	1号	
保育所	20人以上	2号 / 3号	※1
小規模保育	A型・B型 ⇒ 6人以上 19人以下 C型 ⇒ 6人以上 10人以下		3号 ※1
家庭的保育	1人以上 5人以下		3号 ※1
事業所内保育	※次ページ「(3) 事業所内保育における利用定員の設定方法（運営基準条例第37条）」のとおり		3号 ※1
居宅訪問型保育	1人		3号 ※1

※1 3号認定こどもの区分については、0歳と1・2歳に区分して利用定員を設ける。

### (3) 事業所内保育における利用定員の設定方法（運営基準条例第42条）

- 事業所内保育については、下表のとおり、利用定員の数の区分に応じ、右欄に定める地域枠の子どもの数以上の利用定員を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

※ 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年旭市条例第27号）第42条より抜粋

### (4) 利用定員の遵守（運営基準条例第22条、第48条）

- 特定教育・保育施設等は、利用定員を超えて受入れをすることができない。ただし、次に掲げる事由に当たる場合は例外として、利用定員を超えた受入れをすることができる場合がある。

利用定員を超えた受入れが可能な場合		解説
①	年度途中における需要の増大への対応	年度途中において、育児休業明けや利用希望者の増大への対応をする場合。
②	子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項に規定する便宜の提供への対応	他の特定教育・保育施設等の撤退時の受け皿として対応する場合。
③	児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応	市町村の児童福祉法に基づく措置に対応する場合。
④	災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合	被災した者の受入れや、虐待等の理由で緊急入所に対応する場合。また、市町村がやむを得ない事情があるとして認めた場合。

## ■ (参考) 「認可」と「確認」の関係について

	認 可	確 認
根拠法	認定こども園 認定こども園法（第13条等） 幼稚園　学校教育法（第3条） 保育所　児童福祉法（第45条） 家庭的保育事業等 児童福祉法（第34条の16）	子ども・子育て支援法（第34条、第46条）
基準	認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。	① 教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。 ② 市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。
財政措置	認定こども園・幼稚園・保育所 → 施設型給付 家庭的保育事業等 → 地域型保育給付	
定員の設定方法	認可権者が定める基準（設備・運営）の範囲内で認可定員を設定。	認可定員の範囲内で利用定員を設定。

⇒ 「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要。

※ 新制度では、市町村は認可定員の範囲内で利用定員を設定し、利用定員の範囲内で施設・事業所に対して給付費が支給されることから、「認可」基準の範囲内で定められる認可定員と「確認」において定められる利用定員は、一致することが基本となる。

### (5) 利用定員の設定に関する留意事項

- 利用定員の設定は、教育・保育施設及び地域型保育事業を給付の対象として確認をする際に、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市で調整をしたうえで設定する。
- 特定教育・保育施設等の受入れや給付単価は、認可定員でなく、利用定員に基づいて運用されることになる。
- 在籍児童数が認可定員を”下回っている”教育・保育施設等の場合は、現在の実員や本市の子ども・子育て支援事業計画などを踏まえて、認可定員と一致することを基本としつつ、認可定員を下回る利用定員の設定が可能となる。
- 一方で、在籍児童が認可定員を「上回っている」教育・保育施設等の場合は、認可定員と一致することを基本としつつ、認可定員の引き上げ等により、利用定員の範囲内での受け入れが可能となるよう個別に調整を行っていく。

○やむを得ず利用定員を超えて受け入れを行った場合には、適用される給付額単価の定員規模が実際の規模よりも小さく設定され、単価が高くなることから、適用される単価を適正化する観点から、下記のいずれかに該当する場合に、給付額の減額措置が適用される。

① 幼稚園・認定こども園（1号）

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設

② 保育所・認定こども園（2・3号）小規模保育事業・事業所内保育事業

直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設

## ■量の見込みと確保方策

### 1. 第2期旭市子ども・子育て支援事業計画（案）P92より

令和6年度	教育	保育		合計	備考（内容）
	1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳		
量の見込み（A）	183	890	609	1,682	
確保方策（B）	426	1,285	746	2,457	

### 2. 今回の利用定員設定による増減

内訳	1号	2号	3号	合計	備考（内容）
	3-5歳	3-5歳	0歳		
特定教育・保育施設	△5	△231	△60	△296	公立保育所利用定員変更11か所 既確認施設利用定員変更4か所 幼稚園型認定こども園1か所
地域型保育施設	0	0	0	0	R6年4月新制度への移行なし
新制度に移行していない 教育・保育施設	0	0	0	0	R6開園予定なし
合計（増減）	△5	△231	△60	△296	

### 3. 今回の利用定員設定後の確保数

内訳	1号	2号	3号	合計	備考（内容）
	3-5歳	3-5歳	0歳		
確保数（E）	400	1,039	783	2,222	※資料1-2参照

確保割合	量の見込み (E/A)	218.6%	116.7%	128.6%
	確保方策 (E/B)	93.9%	80.9%	105.0%